

郡山市契約規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 3 月 11 日

郡山市長 品 川 萬 里

郡山市規則第 4 号

郡山市契約規則の一部を改正する規則

郡山市契約規則（昭和40年郡山市規則第49号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
（契約書の記載事項） 第 4 条 工事又は製造（物品の製造を除く。）（以下「工事等」という。）の請負契約に係る契約書には、次に掲げる事項を記載するものとする。 （1）～（6）（略） （7）価格等（物価統制令（昭和21年勅令第118号）第 2 条に規定する価格等をいう。）<u>の変動又は変更に基づく工事等の内容の変更又は請負代金の額の変更及びその額の算定方法</u>に関する事項 （8）～（15）（略） 2・3 （略）	（契約書の記載事項） 第 4 条 工事又は製造（物品の製造を除く。）（以下「工事等」という。）の請負契約に係る契約書には、次に掲げる事項を記載するものとする。 （1）～（6）（略） （7）価格等（物価統制令（昭和21年勅令第118号）第 2 条に規定する価格等をいう。<u>以下同じ。</u>）<u>の変動若しくは変更に基づく請負代金の額又は工事等の内容の変更</u>に関する事項 （8）～（15）（略） 2・3 （略）

附 則

この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。